

西宮市立若竹生活文化会館使用料滞納対策実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立若竹生活文化会館(以下「会館」という。)使用料(以下「使用料」という。)の滞納対策について必要な事項を定め、滞納使用料の解消と適正な管理を図るものとする。

(督促)

第2条 納期限までに、口座振替の方法による前月分使用料の納付がない場合は、納期限の翌月10日までに督促状を送付し、使用料の督促を行う。

(催告)

第3条 使用料滞納者に対しては、納付促進のため、次の各号に掲げるところにより催告を行い、会館に来館を求め、使用料を納付させるものとする。

(1) 文書による催告

(2) 電話による催告

(会館使用の不許可等)

第4条 会館の使用申請時点において、当該申請者に使用料の滞納がある場合、会館の使用を許可しない。

また、既に許可を受けている者に使用料の滞納がある場合、館長は使用の許可を取り消すことができる。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。